

第5回 AI制度研究会 議事要旨

1. 日 時 令和6年12月26日(木) 8:30~9:30

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館1階 講堂

3. 出席者

○ AI戦略会議 構成員

座 長	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科 教授
構成員	江間 有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授
	岡田 淳	森・濱田松本法律事務所 弁護士
	川原 圭博	東京大学大学院工学系研究科 教授
	北野 宏明	株式会社ソニーリサーチ 代表取締役 プレジデント
	佐渡島 庸平	株式会社コルク 代表取締役社長
	田中 邦裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長
	山口 真一	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授

○ AI制度研究会 構成員

座 長	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科 教授
座長代理	村上 明子	独立行政法人情報処理推進機構 AI セーフティ・インスティテュート 所長
構成員	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
	岡田 隆太郎	一般社団法人日本ディープラーニング協会 専務理事
	岡本 浩一郎	一般社団法人ソフトウェア協会 副会長/株式会社リアルソリューションズ 代表取締役社長
	柿沼 由佳	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者教育研究所 副所長
	工藤 郁子	大阪大学社会技術共創研究センター 特任准教授
	殿村 桂司	長島・大野・常松法律事務所 弁護士

中尾 悠里	富士通株式会社富士通研究所人工知能研究所 シニアリサーチ マネージャー
永沼 美保	一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委 員会 国際戦略WG 主査/日本電気株式会社 品質・エンジニ アリング推進部門 主席プロフェッショナル
原山 優子	東北大学 名誉教授/GPAI 東京専門家支援センター長
平野 晋	中央大学国際情報学部 教授・学部長
福岡 真之介	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士
松原 実穂子	日本電信電話株式会社 チーフ・サイバーセキュリティ・スト ラテジスト

3. 議 題 中間とりまとめ（案）について

4. 資 料

資料 1	AI 戦略会議 AI 制度研究会 中間とりまとめ（案）
資料 2	構成員提出資料
参考資料	AI 制度研究会 構成員名簿

5. 議事要旨

○ 中間とりまとめ（案）に関して、事務局より説明があった。内容は以下のとおり。

- ・ 中間とりまとめ（案）は、背景、基本的な考え方、具体的な方向性の3枠で構成。
- ・ 具体的な施策としては、①司令塔機能強化と戦略策定、②指針の整備、③事業者との協力、④国による調査・情報収集、あるいは指導・助言や情報提供を記載。
- ・ 現状の分析として、生成AIの性能向上やリスクの顕在化、各国の動向について整理。
- ・ 国外事業者も国内事業者と同じく制度対象とすべき。
- ・ 基礎研究も含めた研究開発や施設等の整備や人材育成、データ整備の重要性、国際整合性の確保や安全性評価等の事業環境整備について記載。
- ・ 仮に法律上の規制を行う場合には、真に守る必要のある権利利益を保護するために適用すべきであり、既存の法律とガイドラインの適切な組み合わせが重要。
- ・ 政府の司令塔機能の強化、戦略の策定、広島AIプロセスなどの国際指針に準拠した指

針の整備を法定化すべき。

- ・重大なインシデントも含め、実態の把握や調査、必要に応じた指導・助言、国民への情報提供を法制度により行うべき。
- ・政府が率先してAIを利用することが重要。ただし国民の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないものについては慎重に取り組むべき。
- ・医療機器や自動運転、重要なインフラ等基盤サービスについては、既存の法令やガイドラインの体系の下で対応すべき。もし、予期せぬ挙動をした場合は適切に対処することが重要である。
- ・おわりに、事業者による自主的な対応も重要だが、実効性を確保するため、事業者の活動にもたらす影響等を考慮しつつ法制度により実施すべき
- ・研究開発・実装が最もしやすい、他国のモデルとなるような制度整備を速やかに進めていく。

○ 中間とりまとめ（案）に関して、各構成員よりコメントがあった。内容は以下のとおり。

- ・求職者の選別などといった場面で不適正なAIの利用に関しては、政府の調査でしっかり判明させていく事が必要。
- ・世界的に見ても、新しいアプローチであるので、参考にされると思われる。
- ・ソフトローかハードローかという議論より、制度をどのように運用するかが重要。
- ・政府としては新しい制度の中身を国内外に向けて正確に伝え、理解してもらうことが必要。
- ・中間とりまとめ（案）の次のステップを考える必要があり、法制化をする際は欧州評議会の条約などの国際的な取り決めとの整合性が重要になる。
- ・情報提供等の義務について、事業者からどの程度の情報開示となるのか多数の意見が寄せられると思われるため、今後は詳細な内容の具体化に向け、議論を進める必要がある。
- ・指針については、AI事業者ガイドライン等との関係でどうなるか注目している。網羅的なものも重要であるが、ソフトローであれば何をすればよいかわかりやすく、自主的に取り組みやすいものが良いと思う。
- ・欧州のAI ACTが一番厳しい規制なので、その基準に合わせる事業者が出てきている中、AI ACTを受けた規範、ガイドライン作りに日本の事業者はあまり積極的に参画していないよう

である。日本として、国際的な場への参画が重要であるところ、司令塔の役割に期待している。

- ・個別法で対応できるところもあるとしているが、個別の官庁に任せていると取組や判断が遅れることもある。司令塔がそういった動きをしっかりと後押しするように。
- ・事業者が最も気にするのは、海外制度との相互可用性であり、現状では一番厳しいAI ACTに基準を合わせざるを得ない状況である。日本としてはケースごとに対応しているが、不足部分や日本として譲れない点、守るべき点を抽象的な部分、技術的な部分を捉え、しっかり進めていきたい。
- ・イノベーションを含めた日本の戦略は、各省庁にまたがるものを全体観をもって推進する必要がある。推進する上で人、モノ、金の確保も重要であり、司令塔の役割は大きい。
- ・この数か月でも議論はめまぐるしく変化している。他国に比べ日本は遅れがちであるため、特に司令塔がしっかりと進めてほしい。
- ・オープンソースのAIモデルの中には、特定キャラクターの出力によって、膨大な額の日本の権利侵害がされている例もある。
- ・AGIの個々の課題について、現時点で対処する主要法令が存在しないものもあるだろう。だが、AIチャットボットによって、自殺や暴力が引き起こされたのではないかと法廷で争われる事例も海外では出てきているため、注意が必要だ。
- ・外国事業者にとってはハードローがあることによる影響は大きい。また、ハードローが必要かどうかは、事業環境と消費者を守るという文脈でも議論しなければならないことを忘れてはならない。
- ・著作権法のように解釈を明確化することによって、事業環境がよくなることもある。
- ・中間とりまとめ（案）の中にスタートアップの観点が多くあり、イノベーションを促進するということが表明されていて良い。
- ・研究開発の段階も含め、事業者が委縮しないようにするには、運用面が大事になる。義務を設けるなら明確なものにし、かつ必要な範囲に限定すべきである。
- ・透明性や適正性の確保は国際的に相互運用性のあるものが重要であり、認証は国際規格のISOの活用が望ましい。
- ・インシデント報告は、産業界としては最も関心高く見ている部分であり、国内の官民の連携を強化していきたい。

- ・既存の情報提供の枠組みを活用する中で、AIは何の情報が必要かというところに着目したい。
- ・国民、事業者は報道内容に敏感であるので、政府からは早急に、確かな情報をこれまで以上に出してもらえると良い。
- ・一般の最終利用者がどう振る舞うべきなのか、細やかに検討していく必要があるのではないかな。
- ・イノベーション促進のために何をしても良いわけではなく、その中で司令塔機能を持つ政府の役割が非常に大事。特に、国際的な競争と協調は、国でなければできない。
- ・パブコメで様々な意見が出ると思う。大事なのは今後の運用。これは出発点であるので、今後の議論にも貢献していきたい。
- ・イノベーションを進める中で、継続的・機動的に対応していく整合的な政府の枠組みが構築されることが大事であり、まさしく、ガイドラインは実効性をもって柔軟に対応できる。
- ・法律は固定的にとらえられがちだが、近時ではソフトローとハードローの境界も曖昧になってきており、著作権法や個人情報保護法のようにデジタル技術の進化に伴い毎年のように変化できる柔軟な枠組みになる必要がある。
- ・マルチステークホルダー性が強調されるべきで、市民社会の巻き込みに加え、幅広い国際的な議論を日本にどう取り込んでいくかが重要である。
- ・AIに関わる問題は様々な領域、各省庁にまで及ぶ。ディープフェイク対策など、一つの法律制度だけで対応することが難しい領域には、司令塔が打ち出す総合的な方向性に期待する。
- ・3年後には、AIをとりまく環境は全く違ったものになっているほど変化が激しい。異なる環境になったときのリスクに法的権威・実効性が及ばないことも今後発生する可能性があるため、議論は引き続き行う必要がある。
- ・AIは基礎技術も含めてかなり広がりができてきている。対象となる事業者も広がり、AIを使ったサービスの線引きも曖昧になってきている。技術的な開発も含めて、未来を見据えて研究開発していく必要がある。
- ・法制化に向けた出発点としてベストなものだと思う。良い意味で日本流を貫いている。
- ・第一歩として罰則があると細かい義務の内容にとらわれてしまうので、現時点では、AIの進歩に対し、柔軟に対応できる形が良い。運用する中で、次の段階を検討できれば良い。

- ・イノベーション促進とリスク対応の両立がポイント。AI の技術の進展はスピードが速く、リスクを予言できない。
- ・法制度の方向性としては、司令塔機能強化、透明性・適正性確保、インシデントに関して調査、必要最低限の形で事業者にも協力を仰ぐ形となる。
- ・全体的にこれまでの AI 制度研究会の議論がうまく反映されている。今後は変化に合わせてどう執行を進めていくかというのが課題である。

以上